

原子力委員会の事務体制についての当面の方針（案）

平成24年6月 日  
原子力委員会決定

1. 原子力委員会の事務体制は会務の公正な運営に疑念を招くものであってはならない。しかしながら、委員会事務に関して専門知識を有する外部組織の者を、その所属している組織が委員会の審議事項に利害関係を有するという理由で原子力委員会事務体制に出向者として受け入れることを否定することは、原子力委員会事務を著しく停滞させる。そこで、これらの観点から出向者を受け入れる事務の範囲を限定するとともに、出向者の行動規範を明確に定め、その遵守の誓約を求める制度を速やかに整備するものとする。
2. その整備を待つことなく、当面、以下の措置を講ずるものとする。
  - ① 出向者に対して、国家公務員として、利害関係者に対して中立であること、出向元のための活動を行ってはならないことを再確認する。
  - ② 会議資料の作成・準備に当たっては、「専門部会等の会議資料を作成・準備する際の情報管理について（暫定版）」に則るものとする。
  - ③ 現時点における電力会社からの出向については、6月中に解消するものとする。
  - ④ ③に伴って職員の補充が必要な場合は、公募等による採用を検討するものとする。